

十日市場小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定
平成28年11月1日一部改訂
平成29年4月10日改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも、加害者にもなり得る最も身近で深刻な人権侵害である。いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことが初めの一步である。そのためには、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的にチームとして対応することが必要である。いじめのない社会実現に向け、必要に応じて関係機関や地域の力も積極的に取り込む、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚し、活動することが必要である。

そこで、文部科学省、横浜市基本方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校及び学校の教職員の責務（第八条）から、基本理念にのっとり、本校の教育目標である「ゆめ・希望・共生 笑顔いっぱい十日市場小」の具現化に向けて、本校の子どもたちだれもが安心して、豊かに学校生活を送れるように「十日市場小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

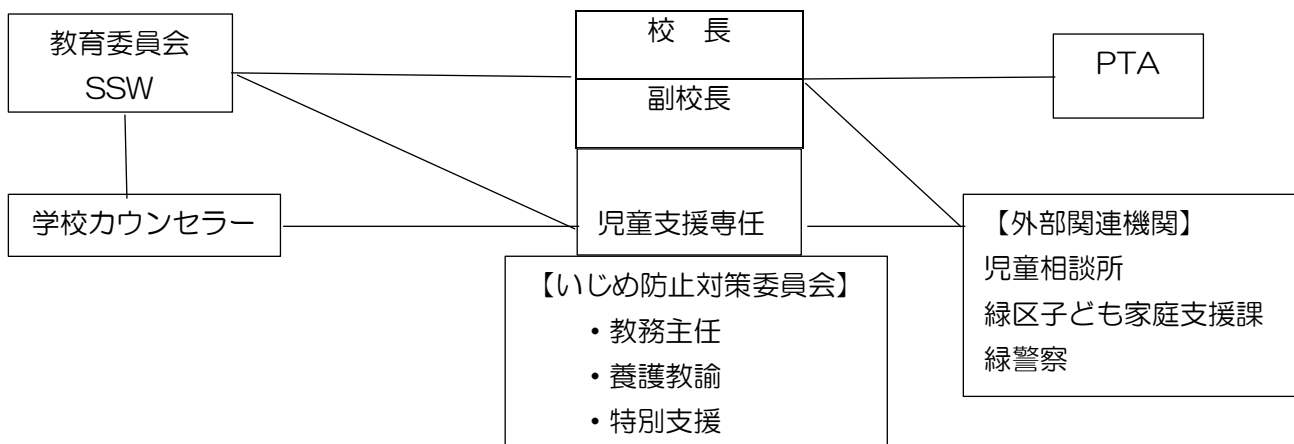
1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

- 学校が、いじめの防止、早期発見に向けて、いじめ防止の啓発や未然防止に向けた対策に総合的かつ効果的に取り組む。
- 未然防止の基本は、児童が友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ること、規律正しい態度で授業や行事に参加すること、活躍できるような授業づくり・学級づくり・学校づくりを行っていく。
- 日常の児童の行動を把握、定期的なアンケート調査、欠席日数等の検証を通して体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

いじめの定義「いじめ防止対策推進法」

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童と一定の人間関係がある他の児童が行う、心理的または物理的な影響を与える（インターネットを通じて行われるものを含む）で、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

2 組織



3 いじめ防止を推進するための取組

(1) いじめについて正しく理解し、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

- 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- 体験活動等の機会を設け、友だちの気持ちを共感的に理解し、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。
- 自分の思いや願いをきちんと伝えていける力、意見の相違があっても調整し解決していける力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションをとれる能力を育てる。
- 教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じられ、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- 児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
 - ・いじめの具体例の提示
 - ・道徳教育や人権教育の充実
 - ・読書活動・体験活動などの推進

(2) いじめの防止・早期発見のために適切・迅速な対処をする。

- 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- 児童、保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- インターネット上のいじめを防止するために児童及び保護者へ啓発活動を行う
- 学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の実践に取り組む。
 - ・定期的なアンケートの実施
 - ・相談体制の整備
 - ・人権講演会・情報モラル教育等の実践

(3) いじめが予見または認知された場合は適切・迅速に組織的に対応する。

- 発見・通報を受けた場合には、速やかに校内の「いじめ防止対策委員会」で対応する。
- 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- 謝罪や責任を形式的に問うのではなく社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- 教職員全体の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係・専門機関と連携し、対応に当たる。
- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 重大事態の発生により調査を行った場合、学校は教育委員会に報告し、いじめを受けた生徒及び保護者に適切に事実関係等の必要な情報を提供する。

4 年間計画(予定)

月	活 動 内 容
4	・児童の引き継ぎ ・児童指導研修(児童指導の共通理解を図る) ・家庭訪問
5	・人権学習「ちくちく言葉 ふわふわ言葉」 ・個別の指導計画作成 ・学校家庭地域連絡協議会
6	・Y-P プログラム実施
7	・個人懇談 ・地域パトロール ・夏休み補習タイム
8	・児童指導研修
9	・生活アンケート ・学校評価アンケート
10	・児童指導強化週間
11	・Y-P プログラム実施 ・e-ネット安心教室 ・学校を開く週間
12	・人権週間 ・人権講演会 ・職員人権研修 ・希望懇談
1	・学校経営計画改定会議 ・入学説明会(携帯電話等の情報提供)
2	・学級懇談会
3	・小中学校による新一年生の入学へ向けた連携 ・卒業生について中学校への引き継ぎ

※学年を語ろう(毎月職員会議にて) ※特別支援教育(指導委員会)での事例検討

※あいさつ運動(児童会での取り組み) ※ネットパトロールは適宜実施

5 その他

このいじめ防止基本方針は、今後、必要に応じて改訂していくものとする。